

特 記 仕 様 書

＜現場代理人の常駐義務の緩和＞

- 1 監督員と携帯電話等で常に連絡がとれるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員等の求めにより速やかに工事現場に向かう等適切な対応が可能であって、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、尾道市建設工事執行規則第22条第3項（建設工事請負契約約款第10条第3項）に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱い、工事現場への常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人との兼務を認める。
 - (1) 請負金額が500万円以上4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満
 - (2) 技術者の専任配置を必要とする工事（監理技術者が必要な工事は除く）のうち、次の条件をいずれも満たす場合
 - (ア) 兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が10km（災害復旧工事を含む場合は15km）程度であること。
 - (イ) 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
 - (ウ) 兼務の申請に際して、施工にあたり相互に調整を要する工事として兼務を申請する場合は、資材の調達先、下請けの予定を明らかにできること。
 - (エ) すでに契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。（発注者が尾道市以外の場合のみ）
 - (3) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (4) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (5) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
 - (6) 工事現場が完了し、完成届提出後竣工検査までの期間
 - (7) 災害復旧工事（技術者の専任配置を必要とする工事を除く）
 - (8) その他、特に発注者が認めた期間

＜現場代理人の兼務＞

- 2 受注者は、1-(1)、1-(2)に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を緩和することとされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事が公共工事であること
 - (2) 1-(1)に該当の場合は、兼務する工事件数が本件工事を含め5件以内（災害復旧工事は件数に含まない）、1-(2)に該当の場合は、兼務する工事案件が本件を含め2件以内、1-(2)に該当のうち、災害復旧工事を含む場合は、兼務する工事件数が本件工事を含め3件以内であること
※件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計とする
 - (3) 兼務する全ての工事現場が尾道市内であること（災害復旧工事は尾道市内要件を求めない）
 - (4) 兼務する工事の発注者が尾道市でない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること（広島県発注の災害復旧工事は不要とする。兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、この場合は、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。）
- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は別記様式第2号により、承認しない場合は別記様式第3号に承認しない

い理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は、現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、速やかに別記様式第4号により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（尾道市の休日を定める条例（平成元年尾道市条例第34号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。